テンプホールディングス

# 第8回 定時株主総会 招集ご通知



**開催日時**

平成28年6月17日（金曜日）
受付開始▶午前9時　開会▶午前10時

**開催場所**

東京都渋谷区代々木二丁目3番1号
ホテルサンルートプラザ新宿
1階大会議室「芙蓉」

**決議事項**

第1号議案　剰余金処分の件
第2号議案　定款一部変更の件
第3号議案　監査等委員でない取締役6名選任の件
第4号議案　監査等委員である取締役4名選任の件
第5号議案　監査等委員でない取締役の報酬額決定の件
第6号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

テンプホールディングス株式会社
証券コード：2181

株主各位

証券コード 2181
平成28年5月31日

東京都渋谷区代々木二丁目1番1号
**テンプホールディングス株式会社**
代表取締役社長 水田 正道

# 第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

この度の熊本地震により被災された皆様に心よりお見舞い申しあげるとともに、一刻も早い復興をお祈り申しあげます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

**なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等（電磁的方法）によって議決権を行使することができますので、お手数ではございますが、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、平成28年6月16日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

| | |
|---|---|
| **1 日　　時** | 平成**28**年**6**月**17**日（金曜日）**午前10時（受付開始：午前9時）** |
| **2 場　　所** | 東京都渋谷区代々木二丁目3番1号<br>**ホテルサンルートプラザ新宿　1階大会議室「芙蓉」**<br>（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。） |
| **3 目的事項** | **報告事項**　1. 第8期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第8期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件<br>**決議事項**　第1号議案　剰余金処分の件<br>第2号議案　定款一部変更の件<br>第3号議案　監査等委員でない取締役6名選任の件<br>第4号議案　監査等委員である取締役4名選任の件<br>第5号議案　監査等委員でない取締役の報酬額決定の件<br>第6号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件 |
| **4 議決権の行使等についてのご案内** | 3頁に記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。 |

以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
  ①連結計算書類の連結注記表
  ②計算書類の個別注記表
  したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

**当社ウェブサイト**　**http://www.temp-holdings.co.jp**

# 議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

**日 時** 平成28年6月17日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

**場 所** ホテルサンルートプラザ新宿　1階大会議室「芙蓉」

（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

## 郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 平成28年6月16日（木曜日）午後6時到着分まで

## インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

**行使期限** 平成28年6月16日（木曜日）午後6時まで

### インターネットによる議決権行使の際の注意点

① 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合には、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

④ インターネットによる議決権行使は、平成28年6月16日（木曜日）の午後6時まで受付いたしますが、お早めに行使くださいますようお願いいたします。
なお、ご不明な点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

### 議決権行使サイトについて

① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

② パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

③ 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

## 議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

**システムお手続き等に関するお問い合わせ**

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
電話**0120-173-027**（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

添付書類

# 事業報告（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

## 1 企業集団の現況に関する事項

### 1．事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府による経済政策や金融政策を背景に企業収益は概ね堅調に推移し、総じて緩やかな回復基調が継続いたしました。一方、アメリカの金融政策の正常化、また中国をはじめとするアジア新興国等を中心とした海外経済の景気減速、国内における個人消費、輸出等の伸び悩みなど、年度後半は先行きの不透明感が一層強まる状況となりました。

景気回復基調が続くなか、雇用情勢においては企業収益の堅調な推移を背景に着実な改善が進み、有効求人倍率等の雇用関連指標は持続的に良化いたしました。当社グループの属する人材ビジネス業界においても、人材紹介や人材派遣等を中心に顧客企業からの需要は強く、人材サービスに関連する市場は全体として拡大傾向で推移いたしました。

このような事業環境のもと、当社グループでは、平成27年6月に販売・営業領域における人材サービスの強化及び事業拡大を目指し、相互補完的な事業成長が見込める㈱P&Pホールディングスの株式を取得し子会社化いたしました。また海外戦略の一環として、かねてからアジア戦略のハブ拠点となるシンガポールに合弁会社を設立し協業関係にあったCapita Pte. Ltd.（シンガポール）の株式を平成27年10月に取得いたしました。さらにアジア地域においては、平成28年4月8日に発表いたしましたとおり、協業関係にあるKelly Services, Inc.との一部アジア地域における合弁事業を今後、アジア・パシフィック全域に拡大することを合意しております。新しい合弁事業の名称を「TS Kelly Asia Pacific」とし、両社の経営陣により構成される共同委員会を設け、更なる協業の可能性について検討を深めてまいります。

一方、当社グループの主力事業のひとつである人材派遣においては、平成27年9月11日「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立、平成27年9月30日に施行されました。この法改正で労働者派遣事業の許可制への一本化、労働者派遣の期間制限の見直し、キャリアアップ措置、均衡待遇の推進等が新たに盛り込まれました。また、平成24年の労働者派遣法改正に基づき労働契約申し込みみなし制度も平成27年10月1日より施行されました。当社グループの属する日本人材派遣協会において、今後一部の派遣労働者に対するキャリアアップ措置として義務化される研修について、加盟企業の共通カリキュラムを作成するなど、業界全体での取り組みを進める一方、当社グループにおいても新たに施行された法律の趣旨に則り、中長期的な視点から派遣労働者の地位向上に繋がるよう、真摯に準備を進めております。

事業運営体制の面においては、成長戦略の一環として更なるセグメント機能の充実、関連する事業の連携強化を図るべく、当連結会計年度は「派遣・BPO（※1）」「ITO（※2）」「エンジニアリング」「リクルーティング」の4セグメント体制にて事業運営を進めてまいりました。各セグメントには執行役員を配し、セグメント領域における立案機能及び推進力強化を図るほか、当社の法務、人事、財務、情報システムなどグループ全体を統括する機能を有する各部門にも各々執行役員を配し、事業拡大に合わせた運営体制の強化や効率化を進めております。新たな事業体制のもと、事業推進における経営資源の最適化やシナジーの最大化に向けセグメントを軸としたグループ内の組織や事業の再編、コーポレートベンチャーキャピタル「Temp Innovation Fund合同会社」の設立など、変化の早い事業環境に対し様々な形で対応を進め、グループ全体の成長速度の引き上げを進めております。

このような活動の結果、当連結会計年度の売上高は、517,597百万円（前連結会計年度比29.1%増）、営業利益は28,052百万円（同19.5%増）、経常利益は28,190百万円（同18.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は17,356百万円（同29.3%増）となりました。

※1 BPO：Business Process Outsourcing（業務プロセスの委託）
※2 ITO：IT Outsourcing（ITアウトソーシング）

セグメントの業績（セグメント間内部取引消去前）は次のとおりです。

なお当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前連結会計年度については、前連結会計年度の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

## 派遣・BPOセグメント

当連結会計年度における当該セグメントの業績は、売上高401,854百万円（前連結会計年度比35.8％増）、営業利益17,459百万円（同25.0％増）となりました。

当連結会計年度は、パナソニックエクセルスタッフ㈱、㈱P&Pホールディングスの株式取得により業容が拡大したこと、またそれに加え既存の子会社を含め、多くの人材需要に対し順調に供給が進んだ結果、売上高は401,854百万円となりました。利益面においては、旺盛な人材需要に対応するため、供給力や体制強化に伴う募集広告費や人件費の増加、また当社グループの派遣労働者及び従業員の社会保険料にかかる会社負担分の増加等があったものの、業容拡大の効果により営業利益は17,459百万円となりました。

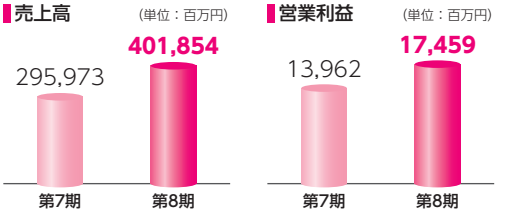


## ITOセグメント

当連結会計年度における当該セグメントの業績は、売上高24,701百万円（同10.0％増）、営業利益1,857百万円（同8.0％増）となりました。

当連結会計年度は、顧客企業におけるシステム関連サービス等に対する投資意欲の高まりから需要は底堅く、また技術者の稼動も高水準で推移した結果、売上高は順調に伸長いたしました。利益面では、需要の増加に対応すべく新たな技術者の採用強化や技術者囲い込み等の対策等を講じましたが、営業利益は伸長し1,857百万円となりました。

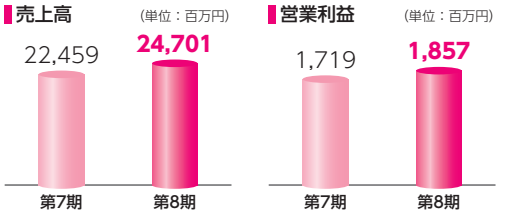

## エンジニアリングセグメント

当連結会計年度における当該セグメントの業績は、売上高24,070百万円（同0.7%増）、営業利益1,532百万円（同45.7%増）となりました。

当連結会計年度は、当該セグメントにおいては、一部の事業をITOセグメントへ移行したこと等による減収要因があったものの、電機、自動車業界等を中心に技術系人材に対する需要が継続的に寄せられたことから、売上高は堅調に推移いたしました。利益面では、需要に合わせ新卒者採用数を増やし、より市場ニーズに沿った配属前研修等を行いましたが、需要増に伴い新卒者の配属が順調に進んだこと、また平均単価が上昇したことにより、営業利益は大幅に伸長し、1,532百万円となりました。

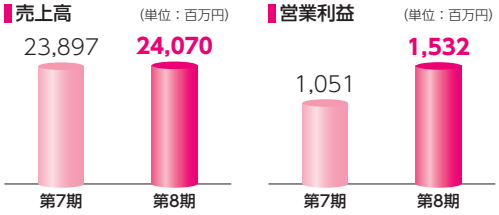


## リクルーティングセグメント

当連結会計年度における当該セグメントの業績は、売上高71,792百万円（同15.4%増）、営業利益6,612百万円（同34.8%増）となりました。

当連結会計年度は、引き続き順調に推移する経済環境を背景に、キャリア領域、メディア領域ともに需要は拡大し、売上高は伸長いたしました。利益面では、需要に対する広告等のプロモーションの投下、利便性や認知度向上へ向けたWEB投資等の種々の差別化投資を実施し、また顧客企業・求職者との接点を増やすための人員増強等の体制強化を図りましたが、増収効果が大きく営業利益は6,612百万円となりました。

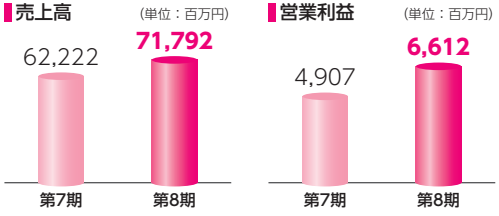

## 2. 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の主なものは、既存拠点の移転などによるものであります。

| セグメントの名称 | 設備投資額 |
|---|---|
| 派遣・BPO | 1,545百万円 |
| ITO | 331 |
| エンジニアリング | 311 |
| リクルーティング | 1,080 |
| 全社及びその他の事業 | 1,361 |
| 合　計 | 4,631 |

## 3. 資金調達の状況

### Capita Pte. Ltd.の株式の取得に伴う資金の借入れ

(1) 当社は、平成27年12月30日付にて、複数金融機関より総額57億円の借入れを実行いたしました。当該資金は、「4. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況」に記載のとおり、Capita Pte.Ltd.の株式取得資金に充当いたしました。

(2) 当社は、当期において、借入金の借換え資金として複数金融機関の協調融資により総額100億円の借入金を調達しております。

## 4. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

(1) 当社連結子会社であるテンプスタッフ㈱において、㈱P&Pホールディングスの発行済株式の95.25%を公開買い付けにより取得し、平成27年6月29日付にて同社を連結子会社といたしました。また同年8月5日をもって完全子会社化いたしました。

(2) 平成27年10月16日付にて、Capita Pte. Ltd.の発行済株式の全部を取得し、同社を連結子会社といたしました。

## 5. 財産及び損益の状況の推移

### 売上高

(単位：百万円)

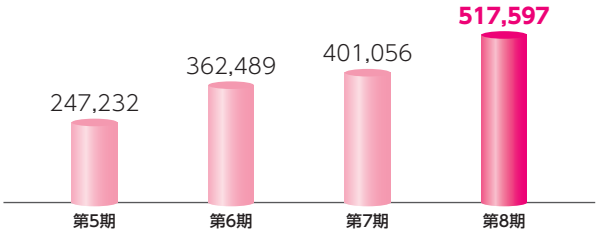


### 営業利益

(単位：百万円)

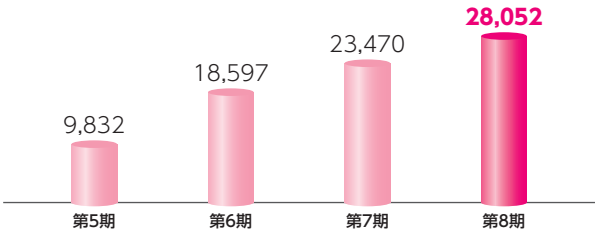


### 経常利益

(単位：百万円)

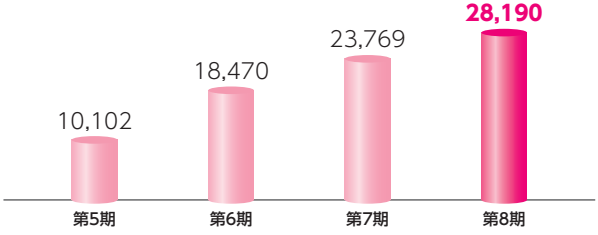


### 親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)

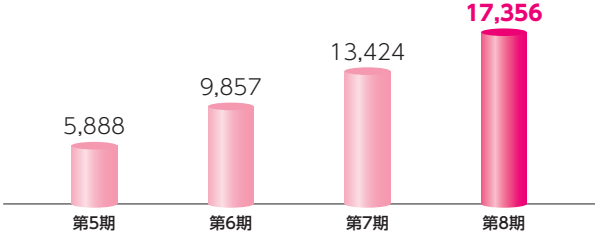


| | | 第5期<br>(平成25年3月期) | 第6期<br>(平成26年3月期) | 第7期<br>(平成27年3月期) | 第8期<br>(当連結会計年度)<br>(平成28年3月期) |
|---|---|---|---|---|---|
| 売上高 | (百万円) | 247,232 | 362,489 | 401,056 | 517,597 |
| 営業利益 | (百万円) | 9,832 | 18,597 | 23,470 | 28,052 |
| 経常利益 | (百万円) | 10,102 | 18,470 | 23,769 | 28,190 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | (百万円) | 5,888 | 9,857 | 13,424 | 17,356 |
| 1株当たり当期純利益 | (円) | 32.23 | 47.36 | 61.21 | 75.76 |
| 総資産 | (百万円) | 97,592 | 177,433 | 228,663 | 236,238 |
| 純資産 | (百万円) | 64,455 | 89,803 | 103,969 | 133,501 |
| 1株当たり純資産 | (円) | 317.25 | 396.63 | 449.03 | 542.45 |

(注) 平成27年10月29日付にて実施した株式分割（1株を3株に分割）に基づき、各事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産の金額を算定しております。

## 6. 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| テンプスタッフ㈱ | 1,010百万円 | 100.0% | 派遣・BPO |
| ㈱インテリジェンス | 1,000 | 100.0 | リクルーティング |

（注）上記2社は、当事業年度の末日における特定完全子会社であります。

| 特定完全子会社の名称 | テンプスタッフ㈱ | ㈱インテリジェンス |
|---|---|---|
| 特定完全子会社の住所 | 東京都渋谷区代々木二丁目1番1号 | 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 |
| 当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額の合計額 | 33,534百万円 | 46,145百万円 |
| 当社の総資産額 | 124,321百万円 | |

## 7. 対処すべき課題

経済環境の変化に伴い顧客企業や求職者、利用者のニーズは急激に多様化・高度化しております。特に国内においては、労働力人口の減少が見込まれる中、成熟産業から成長産業への失業なき労働移転の実現や、誰もが活躍できる「一億総活躍社会」を目指すべく、女性・若年者・高齢者の方々等に向けた様々な働き方の実現を可能にしていくことが求められております。今後、これまで以上に人材サービス企業の社会的責任が高まることが予想されており、そのような環境の下、当社グループにおいては、変化を続ける顧客企業及び求職者等、利用者のニーズに対し安定した事業基盤のもと着実に対応し続けること、また魅力的なサービスラインナップ拡充を中長期的に進めていくことに加え、人材領域における様々な課題に対し、従来の枠を超え新たな取り組みを進めていくことが求められていると認識しております。

このような環境のもと、当社グループは、グループビジョン「人と組織の成長インフラへ」を掲げ、以下の5点を課題とし取り組みを進めております。

(1) グループ認知度の向上

グループビジョンの実現に向け、当社グループの認知度の向上を目指してまいります。各事業領域の成長と信頼感、期待感醸成を図ることで認知度を高め、様々な立場の方の希望に添う働き方の実現を目指してまいります。

(2) 更なる事業成長へ向けたシステム投資や生産性向上

Webサイト等のインターフェイスやセキュリティレベルに対する積極投資により利便性、安全性向上により競争力強化を図ってまいります。また各事業における基幹システムへの投資や業務プロセスの改善・標準化により業務効率化を図り生産性向上を進めてまいります。

(3) グループシナジーの創出及びグループ経営の推進

人材サービス市場におけるフルラインサービスの提供と営業連携を強化し、求職者に対し仕事を切り口とした成長支援を行うとともに、顧客企業に対する人的資源を切り口とした経営課題解決の支援を実現してまいります。同時にセグメント機能の強化を図り、変化の早い事業環境に対する機動的な戦略実践を実現してまいります。

(4) アジア・パシフィックにおけるプレゼンス向上

Kelly Services,Inc.との合弁事業により、北アジア・南アジアそれぞれの統括会社を中核とした新たな経営体制を構築いたします。顧客企業に対するグローバル・ワンストップサービスの提供と成長市場への浸透策を通じ、事業成長を加速させグローバルマーケットにおける競争力強化とプレゼンス向上を目指してまいります。

(5) 積極的な事業基盤強化及びサービス領域の拡大

顧客企業や求職者、利用者のニーズに添った新規事業の開発や積極的なM&Aを通じて、各事業領域の成長に向けた事業基盤の拡大強化を進めてまいります。

## 8. 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

当社グループは、派遣・BPO、ITO、エンジニアリング、リクルーティングの事業を行っております。

## 9. 主要な営業所（平成28年3月31日現在）

### （1）当社の主要な営業所

本店　　東京都渋谷区代々木二丁目1番1号

### （2）子会社の主要な営業所

| 会社名 | 住　所 |
|---|---|
| テンプスタッフ㈱ | 東京都渋谷区 |
| ㈱インテリジェンス | 東京都千代田区 |

## 10. 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

| セグメントの名称 | 従業員数 |
|---|---|
| 派遣・BPO | 6,081（15,793）名 |
| ITO | 2,386（　741） |
| エンジニアリング | 2,448（　380） |
| リクルーティング | 5,263（ 3,777） |
| 全社 | 364（　710） |
| 合　計 | 16,542（ 21,401） |

（注）1. 従業員数は就業員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、派遣社員）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 前連結会計年度末比で従業員数が3,955名、臨時雇用者数が8,082名増加しているのは、主に派遣・BPO並びにリクルーティングにおける業容拡大、また㈱P&Pホールディングス、Capita Pte. Ltd.等の連結子会社の増加によるものであります。

## 11. 主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

当連結会計年度末において、シンジケートローンによる借入額が総額29,633百万円あります。当該シンジケートローンは、㈱三菱東京UFJ銀行、㈱三井住友銀行、㈱みずほ銀行、三菱UFJ信託銀行㈱並びに三井住友信託銀行㈱を借入先とする、協調融資によるものであります。

## 12. その他企業集団の現況に関する重要な事項

### Kelly Services, Inc.との合弁事業化契約の締結について

当社グループは、平成28年4月8日開催の当社取締役会において、アジア・パシフィック地域における事業拡大のため、Kelly Services, Inc.（以下「ケリーサービス」といいます。）と合弁事業化契約を締結することを決議いたしました。また、当該合弁事業の開始に伴い、ケリーサービスのアジア・パシフィック地域の子会社株式を取得し連結子会社化いたします。

当社グループは、「雇用の創造・人々の成長・社会貢献」の企業理念のもと、アジアを代表する人材サービスのリーディングカンパニーを目指し、日本国内外の事業基盤の強化を実施しております。

当社グループの海外事業は、アジアを中心に海外8ヵ国/地域35拠点にて人材紹介や人材派遣、人事コンサルティングサービスを展開しており、中国・韓国・台湾等を北アジア地域、ベトナム以南を南アジア地域として、それぞれ香港・シンガポールに統括会社を設置し、戦略立案から実行まで機動的に運営可能な体制整備を進めてまいりました。北アジア地域においては、ケリーサービスとの合弁事業を平成24年11月から開始し、組織・営業拠点の融合は順調に進んでおります。

北アジア地域に加え、南アジア地域及びインド、オーストラリア、ニュージーランドにおいても、同社と合弁事業を開始することで、両社の持つノウハウ、取引先企業、求職者を共有し、当該地域におけるプレゼンスを高めてまいりたいと考えております。

## 2 会社の株式に関する事項 (平成28年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数　720,000,000株
2. 発行済株式の総数　235,791,100株
3. 株主数　7,605名
4. 大株主

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| 篠原欣子 | 57,831,600株 | 24.66% |
| 一般財団法人篠原欣子記念財団 | 12,300,000 | 5.24 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 10,337,100 | 4.40 |
| ケリーサービスジャパン株式会社 | 9,106,800 | 3.88 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 8,589,600 | 3.66 |
| BNYM TREATY DTT 15 | 5,645,702 | 2.40 |
| 篠原よしみ | 5,438,400 | 2.31 |
| THE BANK OF NEW YORK.NON-TREATY JASDEC ACCOUNT | 5,046,043 | 2.15 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 3,696,000 | 1.57 |
| ウーマンスタッフ有限会社 | 3,618,000 | 1.54 |

(注) 1. 平成27年10月29日付にて実施した株式分割(1株を3株に分割)に伴い、発行可能株式総数は480,000,000株増加しております。
2. 株式分割(1株を3株に分割)の実施により、発行済株式の総数は157,100,794株増加しております。
3. 130%コールオプション条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により、発行済株式の総数は5,096,392株増加しております。
4. 持株比率は自己株式1,288,875株を除外して計算しております。

## 3 会社の新株予約権に関する事項

### 平成25年9月17日発行の130%コールオプション条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

**(1) 新株予約権の数**
15,000個

**(2) 新株予約権の目的である株式の種類**
普通株式

**(3) 新株予約権の目的である株式の算定方法**
同一の新株予約権者により同時に行使された新株予約権に係る社債の金額（各社債の金額100万円）の総額を転換価額で除して得られる数

**(4) 転換価額**
929.1円

**(5) 新株予約権の行使期間**
平成25年11月1日から平成30年9月14日まで

（注）転換価額は、平成27年6月19日開催の当社第7回定時株主総会において決議された剰余金の配当が、当社130%コールオプション条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の社債要項に定める「特別配当」に該当したことに伴い、社債要項の転換価額調整条項に従って2,789円から2,787.3円へ調整されました。また平成27年10月29日付で行った1株を3株とする分割により、929.1円に調整されております。

# 4 会社役員に関する事項

## 1. 取締役及び監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

| 氏　名 | 地位及び担当 | 重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 篠原 欣子（しのはら よしこ） | 取締役会長 | テンプスタッフ㈱取締役会長 |
| 日比野 三吉彦（ひびの みきひこ） | 取締役副会長 | テンプスタッフ・ピープル㈱代表取締役社長 |
| 水田 正道（みずた まさみち） | 代表取締役社長 | テンプスタッフ㈱代表取締役社長、㈱インテリジェンス取締役、㈱日本テクシード取締役 |
| 高橋 広敏（たかはし ひろとし） | 取締役副社長 兼 執行役員<br>（リクルーティングセグメント、経営戦略担当、人事担当） | ㈱インテリジェンス代表取締役兼社長執行役員 |
| 和田 孝雄（わだ たかお） | 取締役 兼 執行役員<br>（派遣・BPOセグメント、営業戦略担当） | テンプスタッフ㈱代表取締役副社長、㈱インテリジェンス取締役 |
| Carl T. Camden（カール・ティー・カムデン） | 取締役 | Kelly Services, Inc.プレジデント兼チーフエグゼクティブオフィサー兼ディレクター |
| 嶋崎 広司（しまざき ひろし） | 常勤監査役 | テンプスタッフ㈱監査役、㈱インテリジェンス監査役 |
| 荒井 薫（あらい かおる） | 監査役 | — |
| 玉越 良介（たまこし りょうすけ） | 監査役 | ㈱三菱東京UFJ銀行特別顧問、Morgan Stanley取締役 |
| 進藤 直滋（しんどう なおしげ） | 監査役 | 日本ケミファ㈱社外監査役 |

（注）1. 取締役Carl T. Camden（カール・ティー・カムデン）氏は、社外取締役であります。
2. 監査役荒井薫、玉越良介及び進藤直滋の3氏は、社外監査役であります。
3. 監査役荒井薫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役進藤直滋氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 平成28年4月1日付で当社役職、担当及び重要な兼職の状況が下記のとおり変更となっております。
代表取締役社長水田正道氏は、テンプスタッフ㈱の代表取締役を退任し、同社取締役となりました。また、㈱インテリジェンス ビジネスソリューションズの取締役に就任いたしました。
取締役副社長高橋広敏氏は、㈱インテリジェンスの代表取締役兼社長執行役員を退任し、同社取締役となりました。また、当社リクルーティングセグメントの担当を退くとともに、テンプスタッフ㈱の取締役、㈱インテリジェンス ビジネスソリューションズの取締役、㈱日本テクシードの取締役に就任いたしました。
取締役和田孝雄氏は、㈱インテリジェンスの取締役を退任するとともに、テンプスタッフ㈱の代表取締役社長に就任いたしました。
監査役嶋崎広司氏は、㈱日本テクシードの監査役及び㈱インテリジェンス ビジネスソリューションズの監査役に就任いたしました。
6. 当社は、監査役荒井薫及び進藤直滋の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## 2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

| 区　分 | 支給人員 | 支給額 |
|---|---|---|
| 取締役 | 5名 | 145百万円 |
| 監査役 | 4 | 24 |
| 合　計<br>（うち社外役員） | 9<br>(3) | 169<br>(18) |

（注）1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の額は、平成21年6月25日開催の第1回定時株主総会において、年額500百万円以内（うち、社外取締役分は年額30百万円以内とする。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬等の額は、平成21年6月25日開催の第1回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。

## 3. 社外役員に関する事項

### （1）重要な兼職先と当社との関係

| 区　分 | 氏　名 | 重要な兼職先と当社との関係 |
|---|---|---|
| 社外取締役 | カール・ティー・カムデン<br>Carl T. Camden | 当社とKelly Services, Inc.とは、平成22年9月9日付でグローバルセールス＆マーケティング契約を、平成28年4月11日付で合弁事業化契約を締結しております。また、当社の連結子会社と同社との間で平成24年7月24日付で合弁事業化契約を締結し、TS Kelly Workforce Solutions Limited（当社連結子会社）への共同出資を行うなど、様々な形で営業協力を行っております。<br>当社の連結子会社とKelly Services, Inc.とは、人材派遣業、人材紹介業及びこれらに関連する事業分野において、同一の部類に属する事業を行っております。 |

### （2）当事業年度における主な活動状況

| 区　分 | 氏　名 | 取締役会<br>出席状況 | 監査役会<br>出席状況 | 発言状況 |
|---|---|---|---|---|
| 社外取締役 | カール・ティー・カムデン<br>Carl T. Camden | 10回／12回<br>(83%) | — | 主に人材ビジネス業界の豊富な知識や経験に基づく総合的見地から適宜発言を行っております。 |
| 社外監査役 | あら い かおる<br>荒井　薫 | 11回／12回<br>(91%) | 11回／12回<br>(91%) | 主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 |
| | たま こし りょう すけ<br>玉越良介 | 12回／12回<br>(100%) | 12回／12回<br>(100%) | 主に経営者としての豊富な知識や経験に基づく総合的見地から適宜発言を行っております。 |
| | しん どう なお しげ<br>進藤直滋 | 12回／12回<br>(100%) | 12回／12回<br>(100%) | 主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 |

（注）上記の取締役会は全て定時取締役会であり、臨時取締役会は開催されませんでした。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び各社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、100万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

## 5 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 支払額 |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 119百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 121 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、過年度の監査計画と実績の状況を確認するとともに、監査時間及び監査報酬の推移を確認し、当該事業年度の監査時間及び報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。

### 3. 非監査業務の内容

当社の一部子会社は会計監査人に対して、監査業務以外の業務として、財務報告及び内部統制に関する助言業務を委託し、対価を支払っております。

### 4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役の全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人の独立性、職務執行状況等を総合的に勘案し、必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### 5. 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

当社の子会社のうち、TS Kelly Workforce Solutions Limited、TS Consulting International, Inc.、Shanghai Tempstaff Consulting Co., Ltd.、Intelligence Korea Co., Ltd.、Suzhou Tempstaff Consulting Co., Ltd.、Tempstaff （Guangzhou） Co., Ltd.、PT.Intelligence HRSolutions Indonesia、Tempstaff Shanghai Co., Ltd.、Kelly Services Hong Kong Limited、Shanghai Kelly Services Human Resources Co., Ltd.、Intelligence Asia Pte. Ltd.、英創人材服務（上海）有限公司、英創安衆企業管理諮詢（上海）有限公司、英創人材服務（大連）有限公司、Staff Management Consultancy Ltd.、Intelligence Hong Kong Ltd.、英創人力資源服務（深圳）有限公司、英創安衆企業管理諮詢（深圳）有限公司、Kelly Services,Ltd.、Intelligence SMC Consulting Ltd.、Capita Pte. Ltd.、Capitaglobal Holdings Pte. Ltd.、Capita Search Pte. Ltd.、Capita Global Outsourcing Sdn. Bhd.、Capita Global Sdn. Bhd.、MYTALENT SOLUTIONS SDN. BHD.及びFirst Alliances Co., Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

## 6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容と運用状況の概要は以下のとおりであります。

### 1. 当社及び子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、グループコンプライアンス基本規程を制定し、当社グループ各社のコンプライアンス体制の整備並びにコンプライアンスの実践に努める。
(2) 当社は、グループ全体のコンプライアンスを統括する部署を当社に設置し、コンプライアンスに係る諸施策を継続して実施するとともに、その活動状況を取締役会に報告する。
(3) 当社は、当社グループの役職員に対して、コンプライアンスの教育・研修を継続的に行う。

(4) 当社は、法令・定款等の違反行為を予防・早期発見するための体制として、当社のコンプライアンス統括部署を窓口とするグループ内部通報制度を整備する。

（運用状況の概要）

当社は、グループコンプライアンス基本規程やコンプライアンスマニュアルを制定し、同規程等に基づきグループ全体のコンプライアンスに係る啓発・推進を行っております。また、コンプライアンスの主管部署としてグループコンプライアンス本部を設置し、年度計画としてコンプライアンスプログラムを策定・取締役会決議しております。それらに基づき、グループ全役職員を対象とした研修を実施し、コンプライアンスプログラムの進捗状況を取締役会に定期的に報告しております。なお、内部通報制度に関しては、通報受付窓口を内部及び外部に設け、取締役及び監査役に運用状況について定期的に報告しております。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書等の保存に関する規程を定め、重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い適切に保存及び管理を行う。また、取締役または監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧が可能な状態を維持する。

（運用状況の概要）

当社は、文書管理規程を制定し、重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い適切に保存及び管理をしております。また、取締役または監査役等から要請があった場合には適時閲覧が可能な体制を維持しております。

## 3. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、執行役員制度を導入することで業務執行責任を明確化し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を図る。

(2) 当社は、事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図るため、経営会議を原則として月2回開催し、当社グループの全般的な重要事項について審議する。

(3) 当社は、三事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標及び予算配分等を定める。

(4) 当社は、当社グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。

(5) 当社は、経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するよう、ITシステムの主管部署を置いて整備を進め、全社レベルでの最適化を図る。

(運用状況の概要)

当社は、執行役員制度の導入及び経営会議の月2回の開催を通して、業務執行責任の明確化、取締役会の意思決定機能・監督機能の強化、業務執行の意思統一を図っております。また、本基本方針の定めに基づき、中期経営計画の策定・運用や、当社グループのガバナンス体制の維持のためのグループ共通規程の制定・運用をしており、ITシステムにおいてもグループIT本部を設置し、整備状況の拡充・最適化を推進しております。

## 4. 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 取締役及び執行役員は、当社グループの事業活動に関するリスクを定期的に把握・評価し、毎事業年度の経営計画に適切に反映する。また、グループ全体のリスク管理が適切になされるようグループリスク管理規程を制定する。

(2) 当社は、大規模地震等の危機の発生に備え、危機管理規程を制定し、グループにおける危機管理体制の整備、危機発生時の連絡体制の構築及び定期的な訓練の実施等、適切な体制を整備する。

(運用状況の概要)

当社は、グループリスク管理規程を制定し、対応方針について取締役会で決議しております。また、同規程に基づき重要リスクに関する対応状況の取締役会への定期的な報告を行っております。なお、危機管理規程やグループ各社における危機発生時の体制を定め、安否確認訓練等の災害時に備えた対応を行っております。

## 5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、グループの企業価値を最大化する観点から、関係会社に対する適切な株主権の行使を行う。

(2) 当社は、関係会社管理規程において、関係会社における経営上の重要事項の決定を事前承認事項とし、また、関係会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。

(3) 内部監査部門は、グループ全体の法令・定款及び社内規程の遵守体制の有効性について監査を行う。また、是正・改善の必要がある場合、速やかにその対策を講じるように適切な指摘や指導を行う。

(4) 当社グループの役員及び使用人は、当社に設置した内部通報窓口を利用することができる。

（運用状況の概要）

当社は、関係会社に対して適切に株主権を行使することや、関係会社管理規程において経営上の重要事項の決定を事前承認事項とし、また、関係会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について定期的な報告を義務付けることによって、グループ全体のガバナンスを維持しております。また、内部監査部門において年度計画を策定・取締役会決議し定期的に報告することは元より、随時必要な監査を行い、被監査部門や被監査会社に対して指摘・指導を行い、取締役会や監査役に報告しております。なお、内部通報窓口は当社グループの役員及び使用人が利用することができ、適切に運営されております。

## 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を専属的に補助する使用人を配置する。当該使用人に対する日常の指揮命令権は、監査役にあり、取締役からは指揮命令を受けない。また、当該使用人に関する人事異動、人事考課及び懲戒処分等は、監査役の同意を得たうえで行う。

（運用状況の概要）

当社は、監査役の職務を専属的に補助する使用人を配置しており、本基本方針に基づく体制を維持しております。

## 7. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査部門は内部監査の結果等を報告する。

(2) 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす事実またはその恐れのある事実を知ったときは、速やかに監査役に報告する。

(3) 子会社の取締役及び使用人は、子会社に著しい損害を及ぼす事実またはその恐れのある事実を知ったときは、速やかに当社の子会社担当部署に報告する。当社の子会社担当部署は、子会社の取締役及び使用人から報告を受けた事項について、速やかに当社の監査役に報告する。

(4) 当社は、内部通報制度の適用対象に当社グループ各社を含め、当社グループにおける法令、定款、または社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題に係る通報について、監査役への適切な報告体制を確保する。

（運用状況の概要）

当社は、監査役の求めに応じた報告を適切に行う体制を整備するだけでなく、グループコンプライアンス本部が主管となり、本基本方針に定める事項に該当する事象について、定期的に経営会議や常勤監査役へ報告する体制を維持しております。また、当社グループ各社の監査役が情報共有する機会を設け、当社グループ全体の監査体制の強化を推進しております。

## 8. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、就業規則等の社内規程において、従業員が、監査役への報告または内部通報窓口への通報により、人事評価において不利な取扱いを受けることがなく、また懲戒その他の不利益処分の対象となることがないことを明示的に定める。

（運用状況の概要）

当社は、就業規則等の社内規程において、従業員が監査役への報告または内部通報窓口への通報により、人事評価において不利な取扱い等を受けることがないよう明示的に定めると同時に、当該報告・通報があった場合に、その後不利な取扱い等を受けていないことの状況を確認する体制を構築しております。

## 9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

（運用状況の概要）

当社は、本基本方針に基づき、監査役がその職務の執行について生ずる費用に対して、社内各部署と同様の経費精算体制をとっており、監査役の請求に基づき適切に費用負担をしております。

## 10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、必要に応じて取締役及び重要な使用人に対して報告を求め、代表取締役社長、内部監査部門及び会計監査人とそれぞれ定期的な意見交換の実施を求めることができる。

（運用状況の概要）

当社は、監査役からの請求に基づき、代表取締役社長、内部監査部門及び会計監査人が監査役会に出席しています。また、必要に応じて取締役及び重要な使用人に対しても常勤監査役への報告の機会を設け、意見交換を実施しております。

## 11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

（1）当社は、財務報告の信頼性及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示のもと、内部統制システムを構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

（2）当社グループ各社は、財務報告の信頼性を確保するため、社内の必要な手続き及び承認を得て、当社に財務情報を提出する。

（3）当社は、財務報告の信頼性を確保するため、社内の必要な手続き及び承認を得て、財務情報を社外に公表する。

（運用状況の概要）

当社は、グループ財務本部にグループ内部統制室を設置し、適正に内部統制システムの構築・運用を推進しております。また、当社グループ各社はそれぞれが定期的に財務情報を当社に対して提出する体制を構築しており、当社グループ全体で必要な手続きを定め、運用しております。なお、当社の財務情報の社外公表は、取締役会や経営会議等における決議・報告を経て適正に行われております。

## 12. 反社会的勢力排除に向けた体制

（1）当社は、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し一切の関係を遮断する。

（2）当社は、主管部署を定め、所轄警察署や特殊暴力防止に関する地域協議会等から関連情報を収集し不測の事態に備えるとともに、事態発生時には主管部署を中心に外部機関と連携し、組織的に対処する。

（運用状況の概要）

当社は、本基本方針に定める反社会的勢力排除に向けた体制を構築・運用しております。契約締結の際には必ず暴排条項を定め、反社会的勢力との断絶を表明することを取引先等に求めるだけでなく、万が一、契約締結後に反社会的勢力と関連することが判明した場合に契約を解除することを明示しております。また、グループコンプライアンス本部を主管として、外部機関との連携や情報収集を行っております。

## 7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題と認識しており、内部留保の充実により、成長分野への迅速かつ積極的な事業展開が可能な企業体質の強化を図りつつ、業績の進展状況に応じて、安定した配当を継続的に実施することを基本方針としております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

（単位：百万円）

| 科目 | 第8期<br>平成28年3月31日現在 |
|---|---|
| **資産の部** | |
| **流動資産** | **130,611** |
| 現金及び預金 | 51,227 |
| 受取手形及び売掛金 | 69,524 |
| 繰延税金資産 | 3,987 |
| その他 | 6,006 |
| 貸倒引当金 | △134 |
| **固定資産** | **105,627** |
| **有形固定資産** | **4,510** |
| 建物及び構築物 | 2,106 |
| 工具、器具及び備品 | 1,123 |
| 土地 | 803 |
| その他 | 476 |
| **無形固定資産** | **86,187** |
| 商標権 | 10,110 |
| のれん | 70,302 |
| その他 | 5,774 |
| **投資その他の資産** | **14,929** |
| 投資有価証券 | 7,228 |
| 差入保証金 | 5,597 |
| 繰延税金資産 | 1,534 |
| その他 | 716 |
| 貸倒引当金 | △146 |
| **資産合計** | **236,238** |

| 科目 | 第8期<br>平成28年3月31日現在 |
|---|---|
| **負債の部** | |
| **流動負債** | **67,482** |
| 買掛金 | 902 |
| 短期借入金 | 787 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 4,640 |
| 未払金 | 33,152 |
| 未払法人税等 | 5,321 |
| 未払消費税等 | 7,664 |
| 賞与引当金 | 8,242 |
| 役員賞与引当金 | 139 |
| その他 | 6,632 |
| **固定負債** | **35,255** |
| 転換社債型新株予約権付社債 | 851 |
| 長期借入金 | 24,993 |
| 繰延税金負債 | 3,638 |
| 退職給付に係る負債 | 2,657 |
| 長期未払金 | 3,017 |
| その他 | 97 |
| **負債合計** | **102,737** |
| **純資産の部** | |
| **株主資本** | **125,382** |
| **資本金** | **17,055** |
| **資本剰余金** | **20,520** |
| **利益剰余金** | **88,134** |
| **自己株式** | **△327** |
| **その他の包括利益累計額** | **1,823** |
| **その他有価証券評価差額金** | **1,945** |
| **為替換算調整勘定** | **72** |
| **退職給付に係る調整累計額** | **△194** |
| **非支配株主持分** | **6,295** |
| **純資産合計** | **133,501** |
| **負債・純資産合計** | **236,238** |

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

（単位：百万円）

| 科目 | 第8期<br>平成27年4月 1 日から<br>平成28年3月31日まで |
|---|---|
| **売上高** | **517,597** |
| **売上原価** | **394,949** |
| **売上総利益** | **122,647** |
| **販売費及び一般管理費** | **94,594** |
| **営業利益** | **28,052** |
| **営業外収益** | **549** |
| 受取利息 | 14 |
| 受取配当金 | 84 |
| 助成金収入 | 112 |
| 償却債権取立益 | 78 |
| その他 | 259 |
| **営業外費用** | **411** |
| 支払利息 | 148 |
| 持分法による投資損失 | 70 |
| 為替差損 | 65 |
| 支払手数料 | 78 |
| その他 | 48 |
| **経常利益** | **28,190** |
| **特別利益** | **1,209** |
| 関係会社株式売却益 | 158 |
| 固定資産売却益 | 0 |
| 関係会社整理損戻入額 | 89 |
| 事業譲渡益 | 157 |
| 退職給付制度改定益 | 460 |
| 受取和解金 | 240 |
| 持分変動利益 | 103 |
| **特別損失** | **417** |
| 減損損失 | 392 |
| 関係会社株式売却損 | 24 |
| **税金等調整前当期純利益** | **28,982** |
| **法人税、住民税及び事業税** | **9,954** |
| **法人税等調整額** | **717** |
| **当期純利益** | **18,310** |
| **非支配株主に帰属する当期純利益** | **954** |
| **親会社株主に帰属する当期純利益** | **17,356** |

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

| 第8期<br>平成27年4月 1 日から<br>平成28年3月31日まで | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 平成27年4月1日残高 | 10,081 | 13,673 | 73,499 | △316 | 96,938 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | 6,973 | 6,973 | | | 13,947 |
| 剰余金の配当 | | | △2,721 | | △2,721 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 17,356 | | 17,356 |
| 自己株式の取得 | | | | △11 | △11 |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 | | △126 | | | △126 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 6,973 | 6,846 | 14,634 | △11 | 28,443 |
| 平成28年3月31日残高 | 17,055 | 20,520 | 88,134 | △327 | 125,382 |

| 第8期<br>平成27年4月 1 日から<br>平成28年3月31日まで | その他の包括利益累計額 | | | | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | | |
| 平成27年4月1日残高 | 1,388 | 255 | △20 | 1,624 | 5,406 | 103,969 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | | |
| 新株の発行 | | | | | | 13,947 |
| 剰余金の配当 | | | | | | △2,721 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | 17,356 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △11 |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 | | | | | | △126 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） | 556 | △183 | △173 | 199 | 888 | 1,088 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 556 | △183 | △173 | 199 | 888 | 29,531 |
| 平成28年3月31日残高 | 1,945 | 72 | △194 | 1,823 | 6,295 | 133,501 |

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表

（単位：百万円）

| 科目 | 第8期<br>平成28年3月31日現在 |
|---|---|
| **資産の部** | |
| **流動資産** | **12,867** |
| 現金及び預金 | 6,265 |
| 売掛金 | 363 |
| 前払費用 | 542 |
| 繰延税金資産 | 100 |
| 未収入金 | 1,133 |
| ＣＭＳ預け金 | 3,140 |
| その他 | 1,320 |
| **固定資産** | **111,454** |
| **有形固定資産** | **1,396** |
| 建物 | 646 |
| 構築物 | 1 |
| 工具、器具及び備品 | 421 |
| 土地 | 284 |
| 建設仮勘定 | 43 |
| **無形固定資産** | **940** |
| ソフトウェア | 734 |
| ソフトウェア仮勘定 | 205 |
| その他 | 0 |
| **投資その他の資産** | **109,117** |
| 投資有価証券 | 3,399 |
| 関係会社株式 | 98,712 |
| 長期貸付金 | 2,485 |
| 長期前払費用 | 19 |
| その他 | 4,500 |
| **資産合計** | **124,321** |

| 科目 | 第8期<br>平成28年3月31日現在 |
|---|---|
| **負債の部** | |
| **流動負債** | **11,734** |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 4,640 |
| 未払金 | 1,560 |
| 未払費用 | 491 |
| 未払消費税等 | 7 |
| 預り金 | 14 |
| ＣＭＳ預り金 | 4,839 |
| 賞与引当金 | 127 |
| 役員賞与引当金 | 47 |
| その他 | 6 |
| **固定負債** | **26,435** |
| 転換社債型新株予約権付社債 | 851 |
| 長期借入金 | 24,993 |
| 繰延税金負債 | 355 |
| その他 | 235 |
| **負債合計** | **38,169** |
| **純資産の部** | |
| **株主資本** | **85,346** |
| **資本金** | **17,055** |
| **資本剰余金** | **52,138** |
| **資本準備金** | **15,555** |
| **その他資本剰余金** | **36,583** |
| **利益剰余金** | **16,481** |
| **その他利益剰余金** | **16,481** |
| **繰越利益剰余金** | **16,481** |
| **自己株式** | **△327** |
| **評価・換算差額等** | **805** |
| **その他有価証券評価差額金** | **805** |
| **純資産合計** | **86,151** |
| **負債純資産合計** | **124,321** |

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

（単位：百万円）

| 科目 | 第8期<br>平成27年4月 1 日から<br>平成28年3月31日まで |
|---|---|
| **売上高** | **8,862** |
| **売上総利益** | **8,862** |
| **販売費及び一般管理費** | **3,192** |
| **営業利益** | **5,670** |
| **営業外収益** | **146** |
| 受取利息 | 94 |
| 受取配当金 | 48 |
| その他 | 3 |
| **営業外費用** | **228** |
| 支払利息 | 142 |
| 支払手数料 | 78 |
| その他 | 7 |
| **経常利益** | **5,588** |
| **特別損失** | **45** |
| 減損損失 | 45 |
| **税引前当期純利益** | **5,543** |
| **法人税、住民税及び事業税** | **39** |
| **法人税等調整額** | **40** |
| **当期純利益** | **5,463** |

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

| 第8期<br>平成27年4月 1 日から<br>平成28年3月31日まで | 株主資本 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 |
| 平成27年4月1日残高 | 10,081 | 8,581 | 36,583 | 45,164 | 13,739 | 13,739 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | |
| 新株の発行 | 6,973 | 6,973 | | 6,973 | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △2,721 | △2,721 |
| 当期純利益 | | | | | 5,463 | 5,463 |
| 自己株式の取得 | | | | | | |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | 6,973 | 6,973 | － | 6,973 | 2,741 | 2,741 |
| 平成28年3月31日残高 | 17,055 | 15,555 | 36,583 | 52,138 | 16,481 | 16,481 |

| 第8期<br>平成27年4月 1 日から<br>平成28年3月31日まで | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 平成27年4月1日残高 | △316 | 68,669 | 724 | 724 | 69,393 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | | 13,947 | | | 13,947 |
| 剰余金の配当 | | △2,721 | | | △2,721 |
| 当期純利益 | | 5,463 | | | 5,463 |
| 自己株式の取得 | △11 | △11 | | | △11 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | | | 80 | 80 | 80 |
| 事業年度中の変動額合計 | △11 | 16,677 | 80 | 80 | 16,758 |
| 平成28年3月31日残高 | △327 | 85,346 | 805 | 805 | 86,151 |

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年５月13日

テンプホールディングス株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

| | | |
|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 小　野　敏　幸 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 山　田　　円 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 杉　原　伸太朗 ㊞ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、テンプホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

**連結計算書類に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テンプホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

テンプホールディングス株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

| | | |
|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 小　野　敏　幸 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 山　田　　円 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 杉　原　伸太朗 ㊞ |

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、テンプホールディングス株式会社の平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの第８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

**計算書類等に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

# 監査役会の監査報告

## 監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年4月１日から平成28年3月31日までの第８期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月17日

テンプホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役　嶋崎広司 ㊞

社外監査役　荒井　薫 ㊞

社外監査役　玉越良介 ㊞

社外監査役　進藤直滋 ㊞

以　上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題として認識しており、内部留保の充実により、成長分野への迅速かつ積極的な事業展開が可能な企業体質の強化を図りつつ、業績の進展状況に応じて、安定した配当を継続的に実施することを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

**（1）配当財産の種類**

金銭

**（2）配当財産の割当てに関する事項及びその総額**

当社普通株式1株につき金7円

総額1,641,515,575円

**（3）剰余金の配当が効力を生じる日**

平成28年6月20日

## 第2号議案から第6号議案に係る参考事項

### 1. 監査等委員会設置会社について

(1)平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」により、監査等委員会設置会社という新たな機関設計が設けられました。監査等委員会設置会社においては、監査役は設置されず、監査等委員である取締役で構成する監査等委員会が監査・監督機能を果たします。監査等委員会は、その過半数は社外取締役でなければなりません。また、監査等委員である取締役も、取締役会における議決権を有していることや、監査等委員会として、監査等委員でない取締役の選解任及び報酬について株主総会で意見を述べる権限を有していることなどにより、監査等委員会設置会社においては、業務執行者に対する監督機能が強化されているといえます。

(2)監査等委員会設置会社においては、取締役会決議によって重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の定めが定款に規定されている場合には、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができます。これにより、取締役会は業務執行に対する監督に、より注力することが可能になるとともに、業務執行者による迅速な意思決定と機動的な業務執行を期待することができます。

### 2. 監査等委員会設置会社に移行する理由

当社は、上記のような特徴を備えた監査等委員会設置会社に移行することにより、経営の健全性と透明性の向上を図り、より迅速な意思決定と機動的な業務執行体制を整備し、さらなる企業価値の向上を目指します。

## 第2号議案　定款一部変更の件

**（1）提案の理由**

① 監査等委員会設置会社に移行するためには、所要の定款変更を行う必要があります。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

② 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、その期待される役割を十分に発揮できるようにするために、条文の追加変更を行います。業務執行を行わない取締役につきましても責任限定契約を締結する旨、及び、取締役会の決議に基づき当該責任を負わない取締役の責任を一部免除する旨につきましては、各監査役の同意を得ております。なお、監査役の責任免除規定の削除に伴い、その経過措置として附則を新設いたします。

③ 会社法に基づき、会計監査人に関する条文を追加いたします。

④ その他条文の新設・削除に伴う条数の整備を行い、また、漢字又はかなで表記されていた箇所は漢字表記に揃えます。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

## (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| 第1条<br>〳〵　(条文省略) | 第1条<br>〳〵　(現行どおり) |
| 第3条 | 第3条 |
| 第4条(機関) | 第4条(機関) |
| 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 | 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 |
| (1)取締役会 | (1)取締役会 |
| (2)監査役 | (2)監査等委員会 |
| (3)監査役会 | (削　除) |
| (4)会計監査人 | (3)会計監査人 |
| 第5条<br>〳〵　(条文省略) | 第5条<br>〳〵　(現行どおり) |
| 第18条 | 第18条 |
| 第19条(員数) | 第19条(員数) |
| 当会社の取締役は10名以内とする。 | 当会社の監査等委員である取締役以外の取締役(以下、「監査等委員でない取締役」という。)は10名以内とする。 |
| (新　設) | 2.当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。 |
| 第20条(選任方法) | 第20条(選任方法) |
| 取締役は、株主総会において選任する。 | 取締役は、株主総会において選任する。 |
| (新　設) | 2.前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別してしなければならない。 |
| 2.<br>〳〵　(条文省略) | 3.<br>〳〵　(現行どおり) |
| 3. | 4. |
| (新　設) | 第21条(解任方法) |
| (新　設) | 取締役は、株主総会において解任することができる。 |
| | 2.監査等委員でない取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 |

| 現行定款 | 変更案 |
| --- | --- |
| （新　設） | 3.監査等委員である取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 |
| 第21条（任期）<br>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 | 第22条（任期）<br>監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 |
| （新　設） | 2.監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 |
| 2.増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。 | 3.任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。 |
| 第22条（代表取締役及び役付取締役）<br>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 | 第23条（代表取締役及び役付取締役）<br>取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。 |
| 2.取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 | 2.取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 |
| 第23条（取締役会の招集権者及び議長）<br>1.<br>〳　　（条文省略）<br>2. | 第24条（取締役会の招集権者及び議長）<br>1.<br>〳　　（現行どおり）<br>2. |
| （新　設） | 3.前二項に関わらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。 |
| 第24条（取締役会の招集通知）<br>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br>2.取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 | 第25条（取締役会の招集通知）<br>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br>2.取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 |
| 第25条　　（条文省略） | 第26条　　（現行どおり） |

| 現行定款 | 変更案 |
| --- | --- |
| （新　設） | 第27条（重要な業務執行の決定の委任）<br>当会社は、取締役会の決議によって、重要な業務の執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。 |
| 第26条　　（条文省略） | 第28条　　（現行どおり） |
| 第27条（報酬等）<br>（条文省略） | 第29条（報酬等）<br>（現行どおり） |
| （新　設） | 2.前項に定める事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。 |
| 第28条（取締役の責任免除） | 第30条（取締役の責任免除） |
| （新　設） | 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 |
| 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額とする。 | 2.当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額とする。 |
| 第5章　監査役および監査役会 | 第5章　監査等委員会 |
| 第29条（員数） | （削　除） |
| 当会社の監査役は5名以内とする。 | |
| 第30条（選任方法） | （削　除） |
| 監査役は、株主総会において選任する。 | |
| 2.当会社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 | （削　除） |

| 現行定款 | 変更案 |
| --- | --- |
| 第31条（任期）<br>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br>2.任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 | （削　除） |
| 第32条（常勤の監査役）<br>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 | 第31条（常勤の監査等委員）<br>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。 |
| 第33条（監査役会の招集通知）<br>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br>2.監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。 | 第32条（監査等委員会の招集通知）<br>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br>2.監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。 |
| 第34条（監査役会規程）<br>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。 | 第33条（監査等委員会規則）<br>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。 |
| 第35条（報酬等）<br>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 | （削　除） |
| 第36条（監査役の責任免除）<br>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する最低限度額のいずれか高い額とする。 | （削　除） |
| （新　設） | 第6章　会計監査人 |
| （新　設） | 第34条（会計監査人の選任）<br>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。 |
| （新　設） | 第35条（会計監査人の任期）<br>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 |
| （新　設） | 2.会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。 |

| 現行定款 | 変更案 |
| --- | --- |
| （新　設） | 第36条（会計監査人の報酬等）<br>会計監査人の報酬等は、取締役が監査等委員会の同意を得て定める。 |
| 第6章　計算<br>第37条<br>〳〵　（条文省略）<br>第41条 | 第7章　計算<br>第37条<br>〳〵　（現行どおり）<br>第41条 |
| （新　設） | 附則<br>第1条（監査等委員会設置会社移行前の社外監査役の責任免除の経過措置）<br>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、平成28年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の、会社法第423条第1項の行為に関する社外監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。 |

## 第3号議案　監査等委員でない取締役6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行するとともに、現任の取締役全員（6名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員でない取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。本議案の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として、生じるものといたします。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 1<br>再任 | <br>みずた　まさみち<br>水田　正道<br>（昭和34年6月13日） | 昭和59年４月　㈱リクルート入社<br>昭和63年７月　テンプスタッフ㈱入社<br>平成20年10月　当社常務取締役グループ営業本部長<br>平成21年８月　当社常務取締役グループ成長戦略本部長<br>平成22年６月　当社取締役副社長グループ成長戦略本部長<br>平成24年６月　当社代表取締役副社長グループ成長戦略本部長<br>平成25年６月　当社代表取締役社長グループ成長戦略本部長<br>平成26年７月　当社代表取締役社長グループ経営本部長<br>平成27年４月　当社代表取締役社長（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>テンプスタッフ㈱取締役<br>㈱インテリジェンス取締役<br>㈱インテリジェンス ビジネスソリューションズ取締役<br>㈱日本テクシード取締役 | 418,000株 |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日) | 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 2<br>再任 | <br>たかはし　ひろとし<br>高橋　広敏<br>(昭和44年4月26日) | 平成７年４月　㈱インテリジェンス入社<br>平成20年12月　同社代表取締役兼社長執行役員<br>平成24年４月　㈱インテリジェンスホールディングス代表取締役<br>平成25年６月　当社取締役副社長メディア・キャリア関連事業（インテリジェンスグループ）本部長<br>平成26年１月　当社取締役副社長メディア・キャリア関連事業（インテリジェンスグループ）本部長兼グループ経営戦略本部長<br>平成26年４月　当社取締役副社長グループ経営戦略本部長<br>平成27年４月　当社取締役副社長兼執行役員（リクルーティングセグメント、経営戦略担当、人事担当）<br>平成28年４月　当社取締役副社長（経営戦略担当、人事担当）（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>㈱インテリジェンス取締役<br>テンプスタッフ㈱取締役<br>㈱インテリジェンス ビジネスソリューションズ取締役<br>㈱日本テクシード取締役 | 97,100株 |
| 3<br>再任 | <br>わだ　たかお<br>和田　孝雄<br>(昭和37年11月25日) | 昭和63年２月　㈱スパロージャパン入社<br>平成３年９月　テンプスタッフ㈱入社<br>平成20年10月　当社取締役グループ業務・IT本部長<br>平成21年８月　当社取締役グループ業務・IT戦略本部長<br>平成23年４月　当社取締役グループアウトソーシング戦略本部長<br>平成26年１月　当社取締役グループアウトソーシング戦略本部長兼グループ人事本部長<br>平成26年４月　当社取締役グループ人事本部長<br>平成27年４月　当社取締役兼執行役員（派遣・BPOセグメント、営業戦略担当）<br>平成28年４月　当社取締役執行役員（営業担当、派遣・BPOセグメント長）（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>テンプスタッフ㈱代表取締役社長 | 110,900株 |

| 候補者番号 | 氏名(生年月日) | 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 4<br>新任 | <br>おざわ　としひろ<br>小澤　稔弘<br>(昭和40年4月3日) | 平成２年４月　NTTデータ通信㈱入社（現㈱NTTデータ）<br>平成12年６月　日本アウトソーシング㈱取締役業務本部長<br>平成13年８月　シーアイエス㈱入社（現ソニーグローバルソリューションズ㈱）<br>平成14年４月　シーアイエス㈱執行役員<br>平成17年10月　三洋電機㈱入社　ITシステム本部長<br>平成20年１月　㈱インテリジェンス入社<br>平成20年12月　㈱インテリジェンス ビジネスソリューションズ代表取締役<br>平成23年７月　㈱インテリジェンス取締役兼常務執行役員<br>平成24年４月　㈱インテリジェンス取締役兼専務執行役員<br>平成26年１月　当社ITOセグメント長<br>平成26年４月　当社グループBI本部長<br>平成27年４月　当社執行役員（ITOセグメント、情報システム担当）<br>平成28年４月　当社執行役員（情報システム担当、総務担当）<br>平成28年５月　当社執行役員（グループ機能統括担当、情報システム担当、総務担当）（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>なし | 200株 |
| 5<br>新任 | <br>せき　きよし<br>関　喜代司<br>(昭和39年12月11日) | 昭和62年４月　山一證券㈱入社<br>平成元年１月　中央クーパースアンドライブランドコンサルティング㈱入社<br>平成５年１月　ケイアンドカンパニー㈱入社<br>平成26年６月　KPMGコンサルティング㈱入社<br>平成27年４月　当社入社　執行役員（財務担当）（現任）<br>テンプスタッフ㈱常務取締役<br>平成28年４月　テンプスタッフ㈱取締役専務執行役員（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>テンプスタッフ㈱取締役専務執行役員 | ―株 |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日) | 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 6<br>再任<br>社外取締役候補者 | <br>カール・ティー・カムデン<br>Carl T. Camden<br>(昭和29年11月20日) | 平成７年４月　Kelly Services, Inc.入社　コーポレートマーケティング、シニアバイスプレジデント<br>平成18年２月　同社プレジデント兼チーフエグゼクティブオフィサー兼ディレクター（現任）<br>平成20年10月　当社社外取締役（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>Kelly Services, Inc.プレジデント兼チーフエグゼクティブオフィサー兼ディレクター | ―株 |

（注）1. 水田正道氏を取締役候補者とした理由は、同氏が、人材ビジネス業界で長きに亘り培ってきた経験と見識を活かし、平成25年6月より当社代表取締役社長としてグループ経営を統括し、牽引する立場で、グローバル展開に着手するなど、当社の企業価値向上に貢献しているためであります。このような実績を踏まえ、引き続き当社の監査等委員でない取締役として期待できるものと判断しております。

2. 高橋広敏氏を取締役候補者とした理由は、同氏が、人材ビジネス業界で長きに亘り培ってきた経験と見識を活かし、平成20年12月より㈱インテリジェンスの代表取締役兼社長執行役員として経営手腕を磨き、平成25年6月より当社取締役副社長としてグループ経営の統括を補佐し、当社の企業価値向上に貢献しているためであります。このような実績を踏まえ、引き続き当社の監査等委員でない取締役として期待できるものと判断しております。

3. 和田孝雄氏を取締役候補者とした理由は、同氏が、当社グループの主力事業である派遣事業において長きに亘り培ってきた経験と見識を活かし、平成20年10月より当社取締役として経営に参画し、派遣事業等の拡充・業績の向上に貢献しているためであります。このような実績を踏まえ、引き続き当社の監査等委員でない取締役として期待できるものと判断しております。

4. 小澤稔弘氏を取締役候補者とした理由は、同氏が、ITシステム事業に長きに亘り携わり、培ってきた経験と見識を活かし、平成20年12月より㈱インテリジェンス ビジネスソリューションズの代表取締役としての経営参画を経て、平成27年4月に当社執行役員に就任してからは、当社の経営的な立場から積極的に提言等を行い、当社の企業価値向上に貢献しているためであります。このような実績を踏まえ、当社の監査等委員でない取締役として期待できるものと判断しております。

5. 関喜代司氏を取締役候補者とした理由は、同氏が、財務会計の業務に長きに亘り携わり、培ってきた経験と見識を活かし、平成27年4月に当社執行役員に就任してからは、当社の経営的な立場から積極的に提言等を行い、当社の企業価値向上に貢献しているためであります。このような実績を踏まえ、当社の監査等委員でない取締役として期待できるものと判断しております。

6. Carl T. Camden（カール・ティー・カムデン）氏は、Kelly Services, Inc.のプレジデント兼チーフエグゼクティブオフィサー兼ディレクターであり、当社の連結子会社と同社は、人材派遣業、人材紹介業及びこれらに関連する事業分野において、同一の部類に属する事業を行っております。
当社と同社とは、平成22年9月9日付でグローバルセールス＆マーケティング契約を、平成28年4月11日付で合弁事業化契約を締結しております。
当社の連結子会社と同社とは、北アジア地域の合弁事業に関し、平成24年7月24日付で合弁事業化契約を締結しております。

7. その他各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

8. Carl T. Camden（カール・ティー・カムデン）氏は、社外取締役候補者であります。

9. Carl T. Camden（カール・ティー・カムデン）氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が培ってきた人材ビジネス業界の経営者としての豊富な経験と知識を活かして、幅広い見地から、当社の経営全般に対して貴重な提言をいただけるものと判断したためであります。

10. Carl T. Camden（カール・ティー・カムデン）氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって7年8カ月となります。

11. 当社は、Carl T. Camden（カール・ティー・カムデン）氏との間で責任限度額を100万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

## 第4号議案　監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。本議案の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として、生じるものといたします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 1<br>新任 | <br>嶋崎（しまざき）　広司（ひろし）<br>（昭和31年10月13日） | 昭和55年４月　㈱太陽神戸銀行入行（現㈱三井住友銀行）<br>平成15年４月　㈱三井住友銀行　諏訪支店長<br>平成17年４月　同行行徳支店長<br>平成18年11月　テンプスタッフ㈱入社　東日本営業本部付部長<br>平成19年４月　テンプスタッフ㈱　総務部長<br>平成20年10月　当社グループ総務部長<br>平成22年10月　当社グループ財務部長<br>平成24年６月　当社常勤監査役（現任）<br>平成24年６月　テンプスタッフ㈱　監査役（現任）<br>平成27年４月　㈱インテリジェンス　監査役（現任）<br>平成28年４月　㈱インテリジェンス ビジネスソリューションズ　監査役（現任）<br>平成28年４月　㈱日本テクシード　監査役（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>テンプスタッフ㈱監査役<br>㈱インテリジェンス監査役<br>㈱インテリジェンス ビジネスソリューションズ監査役<br>㈱日本テクシード監査役 | 800株 |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 2<br>新任<br>社外取締役候補者 | <br>玉越　良介（たまこし　りょうすけ）<br>（昭和22年7月10日） | 昭和45年５月　㈱三和銀行入行（現㈱三菱東京UFJ銀行）<br>平成８年10月　同行国際金融部長<br>平成９年５月　同行国際部長<br>平成９年６月　同行取締役<br>平成11年６月　同行常務執行役員<br>平成14年１月　㈱UFJ銀行　専務執行役員（現㈱三菱東京UFJ銀行）<br>平成14年５月　同行副頭取執行役員<br>平成14年６月　同行代表取締役副頭取執行役員<br>平成16年５月　同行取締役会長<br>平成18年１月　㈱三菱東京UFJ銀行　取締役副会長<br>平成22年６月　当社社外監査役（現任）<br>㈱三菱東京UFJ銀行　特別顧問（現任）<br>平成24年７月　Morgan Stanley取締役（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>㈱三菱東京UFJ銀行特別顧問<br>Morgan Stanley取締役 | ―株 |
| 3<br>新任<br>社外取締役候補者 | <br>進藤　直滋（しんどう　なおしげ）<br>（昭和23年1月31日） | 昭和45年５月　麒麟麦酒㈱入社<br>昭和50年８月　監査法人中央会計事務所入所<br>昭和54年３月　公認会計士登録<br>昭和63年６月　同監査法人　代表社員<br>平成17年３月　税理士登録<br>平成19年７月　監査法人A&Aパートナーズ入所　代表社員<br>平成20年６月　日本ケミファ㈱　社外監査役（現任）<br>平成24年９月　監査法人A&Aパートナーズ　統括代表社員<br>平成25年６月　当社社外監査役（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>日本ケミファ㈱社外監査役 | ―株 |

| 候補者番号 | 氏名(生年月日) | 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 4<br>新任<br>社外取締役候補者 | <br>にしぐち　なおひろ<br>西口　尚宏<br>(昭和37年2月14日) | 昭和61年 4 月　㈱日本長期信用銀行入行<br>平成10年 3 月　世界銀行グループ入社<br>平成13年11月　マーサー社入社　日本法人常務代表取締役<br>平成21年11月　産業革新機構入社　執行役員<br>平成26年 1 月　一般社団法人Japan Innovation Network設立　専務理事（現任）<br>平成27年 6 月　日本防災プラットフォーム設立　代表理事（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>一般社団法人Japan Innovation Network専務理事<br>日本防災プラットフォーム代表理事 | 一株 |

(注) 1. 嶋崎広司氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、長年に亘り金融機関における業務に携わっていた経験や総務・財務業務における幅広い見識を活かし、平成24年6月より当社常勤監査役として当社のコーポレートガバナンス等の向上に貢献しているためであります。このような実績を踏まえ、当社の監査等委員である取締役として期待できるものと判断しております。
2. 玉越良介氏、進藤直滋氏及び西口尚宏氏は、社外取締役候補者であります。
3. 玉越良介氏を社外取締役候補者とした理由は、長年に亘る金融機関の経営者としての豊富な経験と、グローバルで幅広い見識を、当社の経営に活かしていただけるものと判断したためであります。
4. 進藤直滋氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士及び税理士として高度な専門知識と、実務経験に基づく深い見識を当社の経営に活かしていただけるものと判断したためであります。平成25年6月より当社社外監査役として、積極的に意見・提言等を行っており、引き続き当社のグループガバナンス等の向上に貢献していただけるものと判断しております。
5. 西口尚宏氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験と、グローバルで幅広い見識を、当社の経営に活かしていただけるものと判断したためであります。
6. 玉越良介氏は、㈱三菱東京UFJ銀行の特別顧問に就任しており、同社と当社は取引関係があります。
7. 嶋崎広司氏、進藤直滋氏及び西口尚宏氏との間に特別の利害関係はありません。
8. 玉越良介氏及び進藤直滋氏は現在当社の社外監査役であります。両氏が当社の監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、玉越良介氏が6年、進藤直滋氏が3年となります。
9. 当社は、本議案における嶋崎広司氏、玉越良介氏、進藤直滋氏及び西口尚宏氏の選任が承認可決された場合、責任限度額を100万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を、各氏との間で締結する予定であります。
10. 当社は、進藤直滋氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合は、改めて同氏を独立役員として届け出る予定であります。また、西口尚宏氏が選任された場合には、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

## 第5号議案　監査等委員でない取締役の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成21年6月25日開催の第1回定時株主総会において、年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）と決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行するため、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、新たに、移行後における監査等委員でない取締役の報酬の支給限度額を決定する必要がございます。

これまでの取締役の報酬の支給限度額及び昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して、その報酬の支給限度額を、年額500百万円以内（うち社外取締役30百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、監査等委員でない取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る監査等委員でない取締役の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、6名（うち社外取締役1名）となります。

また、本議案の決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

## 第6号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員である取締役は、従前監査役が行っていた監査業務を行うことに加え、取締役として取締役会の決議に参加し、他の取締役の職務の執行を監督することとなります。そのため、その職責に相応しい報酬水準とするため、監査等委員である取締役の報酬の支給限度額を年額100百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと4名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

以　上

メ　　モ

# 定時株主総会会場ご案内図

**会場**　**ホテルサンルートプラザ新宿　1階大会議室「芙蓉」**
東京都渋谷区代々木二丁目3番1号　TEL（03）3375－3211

**交通**　J　　R ｜Ⓐ 新宿駅南口より徒歩5分
**都営地下鉄** ｜Ⓑ 大江戸線新宿駅A1出口より徒歩1分




**ホテルサンルート プラザ新宿**

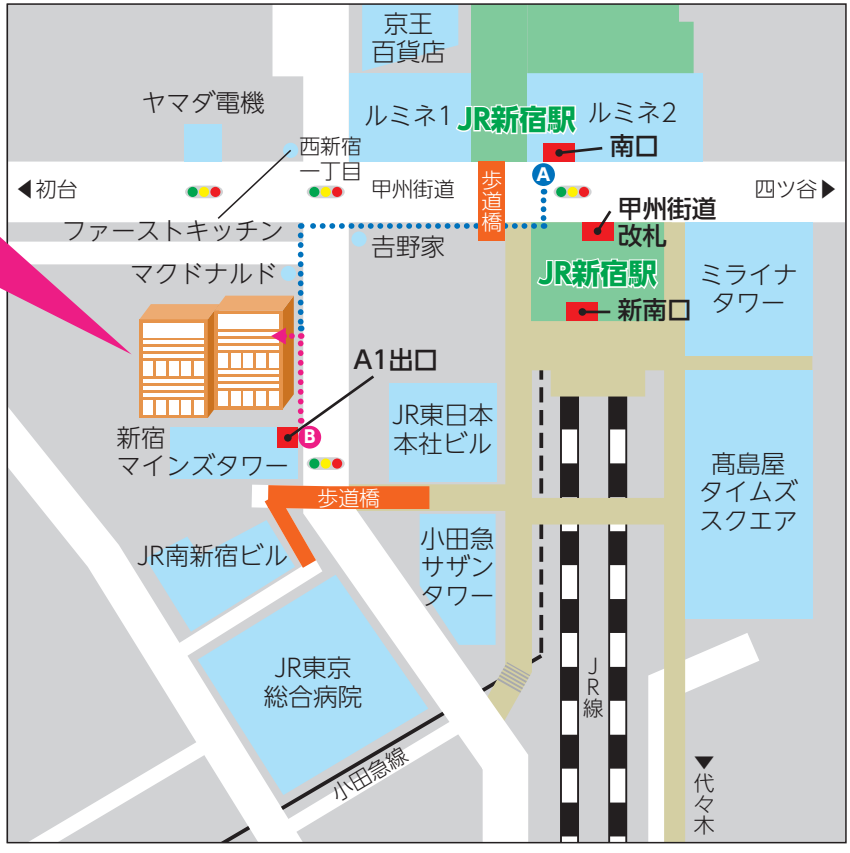


※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。